

低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金

調査中

資料1

【R4.1月補正予算額 1,678百万円】

保健福祉部子ども政策局青少年家庭課
青少年・母子福祉G (029-301-2183)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加等の影響を勘案し、本県独自に生活支援特別給付金（児童1人あたり5万円）を支給します。

1 対象者

- ① 令和4年1月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当を受給していない方（要申請）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方（要申請）

2 給付額

児童1人当たり一律5万円

3 実施主体

県(町村部居住者)
市(市部居住者)

4 給付時期

対象者① 3月末までに支給
対象者②・③ 5月末までに支給

5 財源

新型コロナウイルス地方創生臨時交付金**10/10**（給付金・事務費とも）